

# 平成十四年度における特殊法人の主たる事務所の移転のための 関係法律の整備に関する法律

(平成一四年五月三十一日法律第五七号)

## 一、提案理由(平成一四年三月二九日・衆議院国土交通委員会)

扇國務大臣 おはようございます。

ただいま議題となりました国土交通省設置法の一部を改正する法律案及び平成十四年度における特殊法人の主たる事務所の移転のための関係法律の整備に関する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

……………(略)……………

次に、平成十四年度における特殊法人の主たる事務所の移転のための関係法律の整備に関する法律案について申し上げます。

政府におきましては、多極分散型国土形成促進法等に基づき、地方支分部局、試験研究機関などの国の行政機関の官署及び特殊法人の主たる事務所の東京都区部からの移転を推進してきています。現在までに移転対象機関のうち、全体の約三分の二の機関が移転を完了しております。

平成十四年度におきましては、六つの特殊法人が主たる事務所を東京都区部から移転することを予定しており、各設立根拠法の規定を変更することが必要になっております。

このような趣旨から、このたびこの法律案を提案することとした次第でございます。

次に、この法律案の概要について御説明を申し上げます。

本法律案は、平成十四年度において主たる事務所を東京都区部から移転する、日本原子力研究所、宇宙開発事業団、水資源開発公団、日本鉄道建設公団、運輸施設整備事業団及び都市基盤整備公団の六特殊法人について、各設立根拠法における主たる事務所の所在地の規定を一括して改正するものであります。

以上が、国土交通省設置法の一部を改正する法律案及び平成十四年度における特殊法人の主たる事務所の移転のための関係法律の整備に関する法律案を提案する理由でございます。

これらの法律案が速やかに成立いたしますよう、御審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

ありがとう存じました。

## 二、衆議院国土交通委員長報告(平成一四年四月二日)

久保哲司君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

……………(略)……………

次に、平成十四年度における特殊法人の主たる事務所の移転のための関係法律の整備に関する法律案について申し上げます。

本案は、多極分散型国土形成促進法等に基づき、平成十四年度において主たる事務所

を東京都区部から移転する。日本原子力研究所、宇宙開発事業団、水資源開発公団、日本鉄道建設公団、運輸施設整備事業団及び都市基盤整備公団の六特殊法人について、各設立根拠法における主たる事務所の所在地の規定を一括して改正しようとするものであります。

両案は、去る三月二十七日日本委員会に付託され、二十九日扇国土交通大臣からそれぞれ提案理由の説明を聴取し、直ちに質疑に入りました。

国土交通省設置法の一部を改正する法律案につきましては、地方運輸行政の総合的展開の具体策、地域に密着した行政サービスの確保策等について、平成十四年度における特殊法人の主たる事務所の移転のための関係法律の整備に関する法律案につきましては、国の行政機関等の移転を図る施策の今日的意義、特殊法人改革との整合性等について議論が行われました。

両案は、同日質疑を終了し、国土交通省設置法の一部を改正する法律案につきましては、採決の結果、全会一致をもって、また、平成十四年度における特殊法人の主たる事務所の移転のための関係法律の整備に関する法律案につきましては、討論を行い、採決の結果、賛成多数をもって、いずれも原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

### 三、参議院国土交通委員長報告（平成一四年五月二四日）

北澤俊美君 ただいま議題となりました二法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告を申し上げます。

……………（略）……………

次に、平成十四年度における特殊法人の主たる事務所の移転のための関係法律の整備に関する法律案は、多極分散型国土形成促進法の移転基本方針に基づき、平成十四年度において主たる事務所を東京都区部から移転する日本原子力研究所、宇宙開発事業団、水資源開発公団、日本鉄道建設公団、運輸施設整備事業団及び都市基盤整備公団の六特殊法人について、各設立根拠法における主たる事務所の所在地の規定を一括して改正する措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、二法律案を一括して議題とし、陸運支局及び海運支局の統合等の基準、地域密着型運輸行政と行政サービスの向上、昭和六十三年に閣議決定された移転基本方針とその後の社会経済情勢の変化、特殊法人等整理合理化計画との整合性、その他について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して大沢委員より、平成十四年度における特殊法人の主たる事務所の移転のための関係法律の整備に関する法律案に対し反対する旨の意見が述べられました。

次いで、順次採決の結果、国土交通省設置法の一部を改正する法律案は全会一致をもって、また、平成十四年度における特殊法人の主たる事務所の移転のための関係法律の

整備に関する法律案は多数をもって、いずれも原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、御報告を申し上げます。